

「よかトピア日本語学習支援コーナー」図書貸出について

1. 【図書資料等の貸出対象者】

- (1) 図書資料等の貸出対象者は、福岡県在住者とする。
- (2) 館内利用貸出の対象者は、福岡市国際会館を利用する日本語教室とする。

2. 【貸出受付時間】

- (1) 貸出及び返却の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 館内利用貸出は、福岡市国際会館の開館時間とする。

2. 【登録手続】

- (1) 図書資料等の貸出を受けようとする者は、「図書貸出登録申込書」（様式1）に必要事項を記入し、財団に提出し、登録をしなければならない。
(必要事項：登録年月日、氏名、電話番号、Eメールアドレス、住所)
- (2) 登録利用者は、登録に係る事項について異動を生じたとき、直ちにその旨を財団に届け出なければならない。
- (3) 登録の有効期限は、3年とする。

3. 【貸出の手続】

- (1) 登録利用者が、図書資料等の貸出を受けようとするときは、「貸出申込書」（様式2）に必要事項を記載し、財団に提出しなければならない。
(必要事項：登録番号、氏名、図書名、貸出年月日)

(2) 【貸出冊数及び期間】

- ・ 図書資料等の貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。
登録利用者1人につき2冊以内とし、貸出期間は、貸出をした日の翌日から起算して2週間以内とする。貸出の期間延長は、認めない。

4. 【館内利用の手続】

- (1) 館内を利用する日本語教室が、図書資料等の館内利用の貸出を受けようとするときは、「館内利用貸出簿」（様式3）に必要事項を記載しなければならない。
(必要事項：貸出年月日、図書名、利用会議室、日本語教室名、担当者氏名、返却確認)
- (2) 【貸出冊数及び期間】
 - ・ 館内利用の図書資料等の貸出に係る貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。
1教室につき2冊以内とし、当日のみの貸出とする。

5. 【貸出の停止】

- ・財団は、貸出期間の経過後なお図書資料等を返納しない登録利用者その他管理上必要な指示に従わない登録利用者に対しては、図書資料等の貸出を一定期間停止することができる。